

新発田市ホームページ・バナー広告の募集について

広告の募集内容・規格・掲載料など

1 募集内容

(1) 募集枠数

バナー広告…5 枠（応募多数の場合は抽選）

(2) 掲載期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

(3) 掲載場所

プロログページ下部、トップページ下部

（パソコン版スマホ版共通。赤枠部分、掲載位置の指定はできません）



2 広告掲載料金

掲載期間	掲載料（税込）
1か月～5か月	1か月15,000円 × 掲載月数
6か月～11か月	1か月13,500円 × 掲載月数
12か月	144,000円（12,000円×12か月）

※掲載期間が6か月以上になると、1か月当たりの掲載料が割安となります。

3 広告の規格等

大きさ	縦60 ピクセル × 横140 ピクセル
形式	GIF 形式（アニメーションを用いる表現は不可とする）
データ容量	4KB 以下
デザイン・色彩等	当市のホームページと調和の取れたものとする。 また、文字色と背景色の明度差（コントラスト）を十分確保するとともに、文字背景に画像又は写真を使用する場合は、文字の周囲を縁取るなど、文字を読みやすくすること。
その他	① 利用者が、市ホームページのコンテンツの一部であるかのように誤認するおそれがないものとする ② 次の表現を含んだバナー広告は禁止とする ・ 利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりする表現 ・ その他、市長が不適切と判断した表現

広告掲載までの手順

1 申込み

所定の申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、担当課へ直接、郵送またはEメールで提出してください。市ホームページの「電子申請」からも申込みできます。

2 広告掲載の決定と通知

申込み受付後審査を行い、掲載の可否を「新発田市ホームページ広告掲載可否決定通知書」でお知らせします。

3 広告掲載料の払い込み

掲載決定の場合は、「掲載可否決定通知書」といっしょに「納入通知書」を送付します。納入通知書に記載されている市指定金融機関で、納付期限までに掲載料金を一括で納めてください。

県外の事業者など、市指定金融機関が近くにならない場合はご相談ください。

4 広告データ・原稿の作成と提出

バナー広告の原稿は、広告主の負担で作成してください。また、掲載決定の通知の際に、提出期限をお知らせしますので、期日までに提出してください。

期限までに納付が確認できない場合、掲載を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

5 その他の注意事項

掲載できない広告もあります。詳しくは、添付ファイルの「新発田市広告掲載要綱」、「新発田市広告掲載基準」をご覧ください。

【市ホームページの閲覧状況】

市ホームページは、令和7年実績では、年間約420万件のアクセスがありました。高い宣伝効果が見込まれるバナー広告を、どうぞご利用ください。

広告代理店を通して申し込みをされる場合

広告代理店等を通して申し込みをする場合は、「委任状」も提出してください。

委任状の提出があった場合、以後の連絡や納付書を含む書類の送付は、申し出がない限り、すべて代理者あてとなります（納付書の納入者名は広告主名となります）。

代理者は、「新発田市広告掲載要綱」及び「新発田市広告掲載基準」をよく読み、広告が禁じられている事項や表現などを確認し、遵守してください。

広告の掲載を取り下げる場合

「新発田市ホームページ広告掲載取り下げ申出書」を提出してください。様式は市ホームページでダウンロードできるほか、みらい創造課シティプロモーション室広報係にあります。なお、広告主の都合により掲載を取り下げた場合、納付済みの広告掲載料は返還しません。

【申込み・問い合わせ先】

〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号
ヨリネスしばた5階

新発田市みらい創造課シティプロモーション
室広報係

TEL: 0254-22-3030 (内線 1541~1543、1545)
0254-28-9532 (直通)

FAX : 0254-22-3110

E-mail : mirai@city.shibata.lg.jp